

JAF入会申込書

ご退会の申し出がない場合は自動継続となります。尚、裏面の「会員規則」及び「個人情報の取り扱いについて」は内容をご確認の上お申し込みください。入会の申し込みをもって、記載内容について同意されたことと致します。

1 5 - 5 - 9 1 1 3 - 0 0 1

職場名		申込年月日 平成 年 月 日	
職員コード		職場電話番号	
住所	フリガナ	自宅電話番号	
	〒		
個人会員 入会者名	フリガナ	男 女	生年月日 T S H 年 月 日
	フリガナ	男 女	続柄 生年月日 T S H 年 月 日
家族会員 入会者名	フリガナ	男 女	続柄 生年月日 T S H 年 月 日
	フリガナ	男 女	続柄 生年月日 T S H 年 月 日
	フリガナ	男 女	続柄 生年月日 T S H 年 月 日
	フリガナ	男 女	続柄 生年月日 T S H 年 月 日
入会種別	個人会員の入会	個人+家族同時入会	家族のみ入会
		合計支払額 円	
家族のみご入会の場合は個人会員番号をご記入下さい。			

● 個人会員

入会費用継続会費 給与天引	入会金	年会費	合計一般価格	組員割引価格
	2,000	4,000	6,000	5,700円

● 家族会員 1名

入会金	年会費	合計一般価格	組員価格（割引なし）
免除	2,000円	2,000円	2,000円

(注) *ご入会、年会費のお支払いは給与支払いとなります、請求業務に職員コード、氏名等の個人情報を使用させていただきます。尚、組員割引金額は新潟市職員生協で負担しております。

*ご入会手続きは申込書太枠内をご記入の上 J A F 新潟支部まで F A X でお申し込みください。（生協ではお受けしていません） F A X 番号 025-285-5860

*ご不明な点等お問合せは T E L 番号 025-284-7664

ロードサービス対象車種 (平成22年4月1日改正)

車両重量3,000kg以下、かつ最大積載量2,000kg以下の自動車(バイク・ミニカーを含む。)及び原動機付自転車。



普通車



タクシー



トラック



二輪車



原動機付自転車

キーの閉じ込み、燃料切れの救援作業に限り、
車両重量3,001kg以上の自動車を対象とします。

※いずれも、大型特殊自動車及び小型特殊自動車は除きます。

- ミニカーとは、総排気量20cc(250W)を超え、50cc(600W)以下の車両です。ミニカーとして登録していれば対象となります。
- 作業条件により、対象車種でもお断りする場合があります。
- ロードサービス対象車種であっても、会員が旅客として乗車している車両は、会員サービスの対象となりません。

ロードサービスご利用上のご注意

対象車種であっても以下に該当する場合は、ロードサービスをお断りすることがあります。

- 1 法的な制限**
 - ・違法改造車及びナンバープレートのない車両
 - ・車検または自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)切れの車両
 - ・飲酒運転等法律に違反している場合
- 2 車両状況等**
 - ・特殊構造の鍵及び車両の運行に重要な部分の鍵の開錠
 - ・けん引・搬送が不可能な構造や総重量が3トンを超える車両
 - ・搬入場所がない車両のけん引・搬送及び長距離の搬送
 - ・ロードサービスにより高圧ガス(危険物)・生鮮食品(危険物)等に損傷や危険の生じる恐れがある場合
 - ・危険な作業及びJAFが保有する装置・車両等を作業が困難な場合
 - (これらの場合、可能な限り外部の作業可能な業者をご紹介するなどの手配を行いますのでご相談ください。)
- 3 天候・災害等の地理状況**
 - ・立入禁止地域及び一般車両が通行できない場所
 - ・未除雪、冠水等により車両の運行が困難な地域
 - ・危険が予測される地域
 - ・一部の離島

ロードサービスご利用に際してのお願い

- 1 安全対策について**
道路上での故障・事故の場合、二次的な事故防止のため停止表示器材などで安全対策を行ってください。特に、高速道路・自動車専用道路上は大変危険ですので、サービスカーが到着するまで、必ずガードレールの外など安全な場所でお待ちください。
- 2 作業時間について**
高速道路・自動車専用道路での作業は、大変危険を伴うことから、作業等の安全確保に必要な措置を講ずるために、時間を要する場合がありますのでご協力をお願いします。
- 3 本人の確認**
作業内容により、ご本人確認のため運転免許証、自動車検査証等の確認をさせていただきます場合があります。
- 4 関係先への連絡**
救援依頼内容が第三者の管理する場所及び所有物等に関する場合には、関係先へ連絡のうえ承諾を得てください。
- 5 サービスカー到着にかかる費用負担について**
有料駐車場の駐車料、カーフェリーの往復乗船料等、サービスカーが到着するのに別途費用が必要な場合は、当該費用のご負担をお願いいたします。
- 6 バックアップ**
パンクの応急修理は、現場でできない場合がありますので受付時にご相談ください。
- 7 救援依頼車中時の障害**
大雨や大雪、災害時など救援依頼が急増した場合に、電話が繋がりにくいことや、サービスカーが到着するまで時間を要することがあります。

会員規則

制定 昭和38年 3月5日
改正 平成22年 6月18日

この規則は、一般社団法人 日本自動車連盟の定款に基づき、会員に関する事項を定めたものです。

(一般会員)

1. 本連盟の一般会員は、日本国内に居住する自家用乗用自動車の所有者、使用者等の自動車ユーザー又は自動車交通に関心を有する者で、本連盟の目的に賛同し、入会したものとします。その種類は、次の4種類とします。
 - (1)個人会員(個人)の会員とします。
 - (2)家族会員(個人会員と同居の家族又は生計を一にする家族の会員)とします。家族とは、民法に規定する親族のことでです。
 - (3)ジュニア会員(個人)の会員とします。ただし、入会時の年齢が16歳から17歳までの者とします。
 - (4)法人会員(法人又は団体の会員)とします。

(一般会員の入会手続)

1. 一般会員になるには、会員の種類に応じて次のとおり手続が必要で、
 - (1)個人会員になるには、所定の手続きにより入会金及び会費の納入が必要です。
 - (2)家族会員になるには、当該家族の個人会員が、所定の手続きにより会費を納入することが必要です。なお、家族会員についての入会金は免除します。この場合、家族会員としては、個人会員と同居の家族又は生計を一にする家族のうち5名まで入会できます。
 - (3)ジュニア会員になるには、所定の手続きにより会費の納入が必要です。なお、ジュニア会員についての入会金は免除します。
 - (4)法人会員になるには、当該法人を対象とした所定の手続きにより入会金及び会費の納入が必要です。なお、当該法人の使用する車両の登録番号又は車両番号(以下「車両番号」という。)を届け出ることとし、当該会費のほか、車両1台ごとに会費の納入が必要です。

(一般会員の資格発生)

3. 一般会員の資格は、会員が会員証(仮会員証を含む。)を受領したときから生じます。

(会員証の発行等)

- 4-1. 会員には、入会時に有効期限を記載した会員証(以下「普通会員証」という。)を発行し、貸与します。なお、次の会員には、複数年間使用することとする会員証(以下「複数年会員証」という。)を発行し、貸与します。
 - (1)本連盟の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から口座振替の方法又はクレジットカード決済(以下「自動振替」という。)により半年分の会費を毎年納入する会員。
 - (2)現金又はクレジットカード決済により所定の期間の複数年分の会費を一括納入する会員。
- 4-2. 会員証を紛失等した場合は、速やかに本連盟に届け出てください。この場合、所定の会員証再発行手数料を支払うことにより、再発行を受けることができます。
- 4-3. 会員(家族会員を除く。)には、機関誌を配布します。

(会員資格の証明)

- 5-1. 会員の資格は、すべて会員証によって証明されますが、会員証は常に携帯して下さい。
- 5-2. 会員証の有効期限が切れた場合は、本連盟が会員に対して行う諸サービスが受けられなくなります。

(会員証の有効期限等)

- 6-1. 新規入会の場合における普通会員証の有効期限は、入会時点から1年後の同月末日とします。なお、第4-1項(1)の会員の複数年会員証の有効期限は、入会時点から5年後の同月末日とします。また、第4-1項(2)の会員の複数年会員証の有効期限は、入会時点から当該会費納入年数分後の同月末日とします。
- 6-2. 家族会員における会員証の有効期限は、当該家族の入会を申し込んだ個人会員の会員証の有効期限と同一とします。
- 6-3. ジュニア会員における会員証の有効期限は、入会時点から2年後の同月末日とします。
- 6-4. 会員証は、第15項の規定により会員資格を喪失したときは、その効力を失います。

(会員の継続)

- 7-1. 会員証の有効期限を継続更新しようとするときは、所定の手続きにより会費を納入する必要があります。ただし、ジュニア会員の場合に限り、会員証の有効期限を継続更新することができます。
- 7-2. 会員証の有効期限終了後4ヶ月以内に会費を納入する場合は、入会金を免除し、有効期限終了時点までさかのぼって会員証を発行し、貸与します。ただし、会費滞納の期間については、本連盟が会員に対して行う諸サービスは受けられません。

(一時的な休会)

- 8-1. 個人会員が、海外勤務又は病気療養その他の事由により会費の納入を休止する場合は、あらかじめ所定の手続きを行い、5年以内に限り休会することがあります。休会の期間中は、本連盟が会員に対して行う諸サービスは受けられません。
- 8-2. 休会を解消する場合は、所定の手続きにより休会滞納時点からの会費の納入が必要です。

なお、入会金は免除します。

(臨時会員)

9. 本連盟の運営上特に必要と認めるときは、理事会の議決を得て、会員から臨時会費を徴収することがあります。

(会員の事業参加)

10. 会員は、交通知識の向上や社会貢献を図るため、本連盟が行う交通安全活動や環境改善活動等の事業に参加することができます。

(会員の権利)

11. 会員は、会員証の有効期限内において、本連盟が会員に対して行う諸サービスを受けることができます。
 - (1)個人会員は、会員証に記載されている氏名の方に限り、本連盟が個人会員に対して行う諸サービスを受けることができます。
 - (2)家族会員は、会員証に記載されている氏名の方に限り、本連盟が家族会員に対して行う諸サービスを受けることができます。
 - (3)ジュニア会員は、会員証に記載されている氏名の方に限り、本連盟がジュニア会員に対して行う諸サービスを受けることができます。
 - (4)法人会員は、会員証に記載されている法人名に限り、本連盟が法人会員に対して行う諸サービスを受けることができます。なお、ロードサービスを受ける場合は、会員証に記載されている車両番号の車両が対象となります。

(会員の義務)

12. 会員は次の事項を守って下さい。
 - (1)本連盟が会員に対して行う諸サービスを受ける場合は、必ず会員証を提示すること、会員証の提示のない場合は、会員証は貸与しません。
 - (2)会員証は他人に譲渡又は貸与しません。
 - (3)改名又は住所変更をした場合は、速やかに本連盟に届け出ること。
 - (4)法人会員の会員証に記載されている車両番号を変更した場合は、速やかに本連盟に届け出ること。
 - (5)常に交通規則を守り、他に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
 - (6)ロードサービス等を受けるとき、係員の指示又は注意に従うこと。

(ロードサービス時の責任)

13. ロードサービスに起因する車両の損傷、人身事故について、本連盟に故意又は重大な過失がない限り本連盟はその責めを負いません。

(一般会員の退会手続)

14. 一般会員が退会しようとするときは、次のとおり所定の手続きが必要です。
 - (1)一般会員が退会するには、所定の「退会届」を提出していただきます。
 - (2)前項の手続きをすることが困難である場合は、電話、FAX等を利用してその旨申し出ることができます。

(会員資格の喪失)

15. 会員は次の場合は、資格を失います。
 - (1)退会を申し出たとき。
 - (2)成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3)定款に定める納入期間内に会費を納入しないとき。
 - (4)総社員が同意したとき。
 - (5)死亡又は解散したとき。
 - (6)定款の定めによって除名されたとき。
 - (7)家族会員の場合、当該家族の入会を申し込んだ個人会員が会員資格を喪失したとき、もしくは個人会員と同居の家族又は生計を一にする家族でなくなったとき。

(会員の権利喪失)

- 16-1. 第15項の規定により会員資格を喪失した場合は、会員としての一切の権利を失います。この場合、会員証は本連盟に返却して下さい。なお、すでに納入した金銭の返還はいたしません。
- 16-2. 複数年分の会費を納入した会員が有効期限内に退会を申し出た場合には、前項の規定にかかわらず、これまで納入した会費のうち、未だ経過していない年数分の会費から手数料を差し引いたものを返還いたします。

(名誉会員)

- 17-1. 本連盟の名誉会員は、本連盟に対し功績著しい個人として理事会の推薦を受けたもので、本連盟に入会することを承諾したものとします。
- 17-2. 名誉会員の入会及び継続手続きは、本連盟事務局が行うものとし、会員としての権利及び義務は、一般会員のうち個人会員に準ずるものとします。

附 則(平成22年6月18日)

この規則は、一般社団法人への移行の登記日から実施します。

入会についてのお問い合わせは…
JAF総合案内サービスセンター

0570-00-2811

※通話料は有料。ただし、PHSと一部のIP電話等からはご利用できません。
※携帯電話からおかけの場合、基本使用料金に含まれる無料通話分の対象とはなりません。

[全国共通・年中無休]
平日9:00~19:00 土日・祝・年末年始9:00~17:30
左記ナビダイヤルがご利用にならない場合は
048-840-0036 まで

JAFロードサービス救援コール
(全国共通・24時間年中無休)

0570-00-8139

※通話料は有料(固定電話は1分/10秒、携帯電話は20秒/10秒)。
ただし、PHSおよび一部のIP電話等からはご利用できません。
※携帯電話からおかけの場合、基本使用料金に含まれる無料通話分の対象とはなりません。

または、短縮ダイヤル #8139

※通話料は有料。ただし、固定電話(ダイヤル回線)および一部のIP電話等からはご利用できません。